

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	朝霞市介護保険利用者負担軽減対策費補助金の交付に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

朝霞市は、朝霞市介護保険利用者負担軽減対策費補助金の交付に関する事務において特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

埼玉県朝霞市長

公表日

令和6年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	朝霞市介護保険利用者負担軽減対策費補助金の交付に関する事務
②事務の概要	朝霞市介護保険利用者負担軽減対策費補助金交付要綱に則り、介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービス等を受けたときの利用者負担額を支払うことが困難な者に対し、利用料の一部を補助することにより、負担を軽減し、居宅サービス等の適切な利用の促進を図る。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ・対象者の資格の確認に係る事務
③システムの名称	介護保険システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
資格管理ファイル 認定管理ファイル 給付管理ファイル 独自給付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 朝霞市個人番号の利用に関する条例第4条第1項、同別表第1の2の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部長寿はつらつ課
②所属長の役職名	福祉部長寿はつらつ課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	朝霞市 市長公室 市政情報課 市政情報係 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 電話 048-463-1759
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	朝霞市 福祉部 長寿はつらつ課 介護認定係 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 電話 048-463-1951

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	公表日	平成29年12月22日	平成30年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ① 部署	健康づくり部 長寿はつらつ課 介護認定係	福祉部 長寿はつらつ課 介護認定係	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	朝霞市 健康づくり部 長寿はつらつ課 介護認定係 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 電話 048-463-1951	朝霞市 福祉部 長寿はつらつ課 介護認定係 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 電話 048-463-1951	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数	平成29年12月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	平成29年12月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成31年4月1日	公表日	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成31年4月1日	IVリスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	目崎 康浩	福祉部次長兼長寿はつらつ課長	事後	評価書の項目変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
令和2年4月1日	公表日	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉部次長兼長寿はつらつ課長	福祉部長寿はつらつ課長	事後	評価書の項目変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	公表日	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年9月1日	公表日	令和3年4月1日	令和3年9月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号	【情報提供の根拠】 ・なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第9号	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和4年4月1日	公表日	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和5年4月1日	公表日	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。